

新潟市告示第 257 号

掲示期間 4.1-4.10

新潟市秋葉区総合体育館及び新潟市新津武道館使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき，新潟市秋葉区総合体育館及び新潟市新津武道館の使用料の徴収を平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第 158 条第 2 項の規定により，下記のとおり告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

徴収事務を行う体育施設の名称及び位置		徴収事務受託者
名称	位置	
新潟市秋葉区総合体育館	新潟市秋葉区程島 2009 番地	東京都品川区東品川 4 丁目 10 番 1 号 あきはK C Kライフパートナーズ 代表団体 株式会社コナミスポーツ ラブ 代表取締役社長 落合 昭
新潟市新津武道館		